

## 法務省政策評価有識者会議（第72回）議事要旨

### 1. 日 時

令和6年2月9日（金）～2月29日（木）

### 2. 場 所

持ち回り審議による

### 3. 出席者

＜政策評価有識者会議構成員＞

朝 日 ちさと	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授
伊 藤 富士江	上智大学客員研究員・元教授
井 上 東	公認会計士
大 沼 洋 一	弁護士
(座長) 篠 塚 力	弁護士
宮 園 久 栄	東洋学園大学人間科学部教授

### 4. 議 題

- (1) 令和6年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）について
- (2) 令和5年度規制の事後評価書（案）について
- (3) 令和5年度規制の事前評価書（案）について

### 5. 概 要

議題(1)～(3)について、各委員から意見を聴取した。

### 6. 主な意見・指摘等

各委員からの質問・意見については、別添のとおり。

令和6年度法務省事後評価の実施に関する計画(案)に対する質問・意見及び回答

別添

No.	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
1	5 矯正処遇の適正な実施	朝日委員	【政策番号5】 政策パッケージ・フォローアップ(付属表)【出院時に復学・進学決定した者の数とその割合	成果目標②の中で、この指標だけ割合を指標としているのはなぜでしょうか。その他の指標についても数の推移のみでなく、ターゲット集団に対する割合でも示したほうがよいと思いますが、指標ごとに考え方の違いがあれば教えてください。	昨今の在院者数の減少に伴い修学支援対象者も減少していることから、実数の把握だけでは客観的な評価が難しいため、割合も把握することとしました。
2	5 矯正処遇の適正な実施	朝日委員	指標(KPI)設定の全般	1との関連で: ロジックモデルとKPIの設定によって、大変施策・事業の内容が分かりやすくなりました。政策パッケージ・フォローアップの項では、令和4年からの推移で進捗の成否を測ることができるのは有意義だと思います。一方、指標の多くが実数になっていますが、評価のターゲット集団(プログラムの対象)は施策や事業によって異なり、また年度によって変化すると思われるので、ターゲットを定義して、それがどの程度充足されているのかという割合の情報が重要なものもあるかと思います。それが可能な指標は、割合も併記したほうがKPIとしてよい情報になると思いますが、実数と割合の設定の考え方について教えてください。	受刑者が、プログラムの受講対象となった場合、当該受刑者には、そのプログラムを受講することが義務付けられます。そのため、御質問いただいた「ターゲット集団(プログラムの対象)」と実際の受講人員は概ね一致することから、活動状況を把握するための指標として、それぞれの実数を設定しております。 一方、資格試験の受験者数とその合格率のように、実数を把握するだけでは客観的な評価が難しいものについては、その割合も把握することとしています。

## 令和5年度規制の事後評価書(案)に対する質問・意見及び回答

No.	規制名	委員	質問・意見	回答
1	1 特定技能所属機関による届出義務	篠塚委員	人権侵害や法令違反等が疑われる特定技能所属機関ばかりではなく、定期的に一定の特定技能所属機関に対して実地調査が行われていますか。	特定技能所属機関からの届出内容も活用しながら定期的な実地調査等を実施しています。
2	1 特定技能所属機関による届出義務	篠塚委員	同届出義務について「規制の事後評価書」の「2費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握⑥効果(定量化)の把握」では、「一定の事項の届出を義務付けることにより、……これを端緒として人権侵害や法令違反等を把握し、……是正措置を必要に応じて講じることが可能となっている」とし、また「3考察」では、「届出が確実に行われることで、特定技能外国人の受入れ・活動状況等を遅滞なく把握し、届出を端緒とした不正行為等の調査を行い、欠格事由の認定につなげるなどの効果もあり」とされています。他方、届出義務には、虚偽届出や届出義務違反に対する罰則も定められています。しかし、これはあくまで特定技能所属機関自身による届出であり、特定技能外国人から直接に実態を確認できる手続きとはなりません。それ故、届出内容の正確性の確保や、届出では判明しづらい「人権侵害や法令違反等を把握」することは容易ではありません。その結果、届出を「端緒として人権侵害や法令違反等を把握」あるいは「届出を端緒とした不正行為等の調査」に結びつけることは、実際上なかなか困難であると考えられます。技能実習制度のように、少なくとも定期的に一定の特定技能所属機関に実地調査に入り、かつ特定技能外国人から直接に実態を確認できる調査方法を用いるべきではないでしょうか。	人権侵害等の有無については、特定技能外国人に対して特定技能所属機関又は登録支援機関の支援担当者が行う定期面談により確認しています。また、地方出入国在留管理局においても、特定技能所属機関に対する実地調査等により、特定技能外国人から直接確認を行い、実態の把握に努めております。
3	2 一号特定技能外国人支援計画の作成義務	篠塚委員	支援計画を提出させるとされていますが、支援実施状況に関する年4回の定期的な届出以外に、実際にそれが本当に有効に実施されているかについて、どのように確認されているのでしょうか。	特定技能所属機関や、登録支援機関から提出される届出等を通じて、適正な受入れや、支援が行われていることを確認しているほか、定期的に実地調査等を行い、不適正な事案が判明した場合は、指導・助言や労働基準監督機関への通報を行うとともに、必要に応じて改善命令や登録の取消しといった法令上の措置を講じています。

4 2	一号特定技能外国人支援計画の作成義務	篠塚委員	<p>一号特定技能外国人支援計画の作成義務は、特定技能所属機関にあるものの、支援計画の実施は、特定技能所属機関、あるいは登録支援機関により行われています。そして、支援計画の実施状況に係る届出も、特定技能所属機関、あるいは登録支援機関によりなされることとなっています。</p> <p>「規制の事後評価書」の「2費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握 ⑥効果(定量化)の把握」では、「支援計画の作成を義務付けることにより、1号特定技能外国人が本邦において安定的かつ円滑に活動を行うことを担保することができ」とされています。</p> <p>しかし、問題は、支援計画が有効に実施されているかどうかを確認されているかという点にあります。</p> <p>支援実施状況に関する年4回の定期的な届出義務が課されているものの、これはあくまで特定技能所属機関か登録支援機関による届出であり、特定技能外国人から直接に確認できる手続きとはなっていません。</p> <p>また、登録支援機関は、特定技能外国人からの相談・苦情を受けることとなっていますが、あくまで特定技能所属機関から特定技能外国人に関する支援の委託を受けている立場にすぎない。それ故、仮に特定技能所属機関に問題があっても、法令上指導する権限はなく、法令違反が明らかな場合は、地方出入国在留管理局や労働基準監督署に通報するほかありません。このように登録支援機関が、特定技能外国人の権利擁護の役割を果たすことができる訳ではありません。</p> <p>したがって、支援計画の実効性を確保するためには、登録支援機関の必置化と、同機関に一定の法的権限を付与することが必要ではないでしょうか。</p>	<p>一号特定技能外国人支援計画(以下「支援計画」という。)は、支援の適正性・中立性の確保の観点から支援責任者及び支援担当者は特定技能外国人を監督する立場にないこと等を求めている。支援の実効性を担保するものとなっています。</p> <p>その上で、登録支援機関は、あくまで、特定技能外国人の職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を行う立場であることから、当該特定技能外国人への行為に対する特定技能所属機関等への指導等は、調査等を経た上で、監督機能をもつ出入国在留管理庁が実施すべきであると考えています。</p> <p>なお、登録支援機関に関しては、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において決定された政府方針において、「特定技能外国人に対する支援が適切になされるよう、受入れ機関が支援業務を他に委託する場合の委託先を登録支援機関に限ることとした上、登録支援機関及び受入れ機関の要件の厳格化・適正化を行う。」との方向性が示されているところ、そのような点も踏まえながら、今後も適正な支援計画の実効性の確保に努めてまいります。</p>
-----	--------------------	------	---	--

令和5年度規制の事前評価書(案)に対する質問・意見及び回答

No.	規制名	委員	質問・意見	回答
1	一号特定技能外国人支援の委託制限	朝日委員	<p>「3 直接的な効果(便益)の把握」の内容について、この便益が発現するには登録支援機関の業務の増加が見込まれますが、登録支援機関の数など供給面の不足の心配はないのでしょうか。</p> <p>また、関連して、「8 事後評価の実施時期等」⑬については、登録支援機関の質の担保に関する登録拒否件数等だけでなく、支援につながった特定技能外国人数の増減などのアウトカムについても評価対象とすることが望ましいと考えますが、そのようなデータのモニタリングの予定はありますでしょうか。</p>	<p>申請の主体について業態を問わないことや施行後約5年間で登録支援機関登録件数も9,468件(令和6年2月15日時点)となっていることを踏まえれば、現時点で登録支援機関の供給面の数などの不足の心配はないものと考えております。</p> <p>また、登録支援機関においては、一号特定技能外国人1名につき、支援計画を1件作成します。よって、一号特定技能外国人全てが支援の対象となりますので、現時点で委員御指摘のモニタリングの予定はございません。</p>
2	育成就労制度における育成就労実施者の変更の要件の整備	朝日委員	<p>転籍可能になることによる効果の評価について、8 事後評価の実施時期等⑬「育成就労実施者の変更件数等」では、人権侵害の予防やキャリアアップの実現という面での権利保護の実現状況について一定の把握ができると思いますが、一方、この制度設計の趣旨である人材確保については評価対象となるのでしょうか。波及的影響としても、変更後の業種・職種や企業規模等も評価対象として、人材の定着および労働ニーズとのマッチングまで評価対象とすることが望ましいように思いますが、その点はいかがでしょうか。</p>	<p>転籍後の育成就労実施者に関する統計の取り方については、現時点で検討中ではありますが、そもそも今般記載した要件の整備については、同一分野内の同一業務区分内での実施者の変更を想定するものであるため、同分野での人材が確保されている状況が維持されていることを踏まえれば、人材確保の観点について評価書に記載する必要性は乏しいものと考えます。変更後の業種・職種についても同様です。</p> <p>他方、委員の御指摘については真摯に受け止め、今後の政策評価の実施計画の参考とさせていただきます。</p>